

# ガソリンを携行缶で 購入される皆様へ



# 119 消防署より

■お問い合わせ  
下川消防署 ☎・☆4-2119

昨年7月18日に京都市伏見区の京都アニメーションにおいて、ガソリンを撒きライターを用いて放火し多くの尊い命が失われるという悲惨な火災が発生しました。

このような悲惨な火災の再発を抑止するために危険物の規制に関する規則の一部が改正され、令和2年2月1日から次の内容が施行されています。

令和2年の状況（4月末現在）

火災件数	0件
救急出動件数	58件

## 1 携行缶でガソリンを購入する購入者の本人確認

## 2 ガソリンの使用目的の確認

また、ガソリンを販売する給油取扱所等には携行缶へのガソリン販売記録の作成が義務付けられています。

ガソリンを携行缶で購入される際には、従業員から本人確認や使用目的を聞かれることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項

### 1 ガソリンは金属製容器で保管してください

試験確認済証KHK危険物保安技術協会の表示されている金属製容器を使用してください。灯油用ポリ容器等で保管をしている場合は危険ですので今すぐ容器を変更してください。

### 2 ガソリン携行缶は直射日光の当たる場所や高温の場所に置かない

ガソリン液体及び可燃性蒸気が大量に噴き出す恐れがあります。

### 3 ガソリン携行缶を取り扱う場合は周囲の安全確認とエンジン停止を徹底してください

周囲に火源になりそうなものが無いことの確認、発電機等に注油の際には、エンジンの停止を徹底してください。

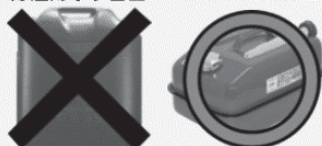
### 4 ガソリン携行缶の蓋を開ける前にエア抜きを行ってください

日陰の風通しの良い場所に携行缶を保管していても外気温によって携行缶内は可燃性蒸気が発生しています。使用前にはエア抜きを行い安全に使用してください。

ただし、直射日光や排気口等により携行缶が暖められている場合は、エア抜きや蓋を開けたりせず、携行缶を日陰で風通しの良い場所に保管し時間を待ってからエア抜きをしてください。

## ⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器      ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意 !

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!